

**県産木材利用創出事業**  
**木材製品開発・製品実物展示 募集要領**

愛知県産材認証機構

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」として新たに生まれたニーズ等に対応して、民間事業者等の活発なアイデアを活かし、愛知県産木材の需要創出と消費の確保を促し、落ち込み停滞している愛知県産木材の生産・流通の回復と林業・木材産業の振興を図ることを目的としています。

## 2 募集内容

### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症の影響により新たに生まれたニーズ等に対応する木材製品の開発及び製品実物展示の実施を募集し、製品開発に用する費用相当額を交付します。

### (2) 募集対象者

木材流通加工業者等

### (3) 募集対象の製品区分

#### ア 「新たなライフスタイル」製品

テレワークや在宅勤務、ステイホームにより家の中で過ごす時間が増え、住宅に仕事場としての機能が新たに加わるなど、ライフスタイルの変化により生まれたニーズに対応する木材製品

<製品例>

在宅勤務用ワークスペースや在宅勤務に適した木製備品、テレワークルームなどに使用できる多用途ハウスなど

#### イ 「感染症拡大防止対策」製品

事業活動において、飛沫防止や手指消毒など新たな「感染症の拡大防止対策」の取り組みが必須となり、それらニーズに対応する木材製品

<製品例>

飛沫防止間仕切り（カウンター窓口、相席テーブルなど）、飛沫防止・ソーシャルディスタンス確保のパーティション、足踏み消毒スタンド、密接回避ベンチなど

#### (4) 製品の仕様

- ア 製品の木材部分は全て愛知県産木材を使用するものとします。
- イ 当該製品が愛知県産木材を利用した製品であることが判明できるよう表示の工夫（ラベル、焼き刻印等）をしてください。

#### (5) 製品実物展示

- ア 製品の実物展示は必須とし、多くの一般県民が利用するPR効果の高い施設及び方法で実物展示（1か月間）してください。
- イ 展示の場は、申請者自ら確保してください。  
なお、認証機構では、展示場所の情報提供等の後方支援を行いますので、必要とする場合はご相談ください。
- ウ 展示後、当該製品は展示施設に譲渡することとし、引き続き、展示場所で活用PRしてもらうよう調整に努めてください。  
展示後の継続活用が困難な場合は、愛知県産材認証機構が別施設での活用の調整を行います。

#### <製品実物展示場所の例>

公共施設、郵便局・金融機関、福祉施設、オフィス、飲食店・宿泊施設、モデルハウス、イベントスペース・商業施設など

#### (6) 製品展示数の目安

実物展示は、一つの施設内に同一製品が集中することなく、多数の施設で展示することにより広く一般県民に製品のPRを行い、本事業実施後も継続的な製品需要（製品の追加受注）が図られることを目的としています。

したがって、製品展示は、原則、延べ床面積 50 m<sup>2</sup>以下の施設で3個まで、20 m<sup>2</sup>を超える毎に1個程度の追加展示を目安とします。これによらない場合は、愛知県産材認証機構と協議してください。

### 3 交付額について

製品開発に用いた費用相当額として次のとおり交付します。

- (1) 交付額＝製品単価（販売単価）（税抜き）×展示個数
  - (2) 交付額上限：3,500千円/製品
- （※実物展示に係る費用は事業者負担とします。）

### 4 開発製品のPR

愛知県産材認証機構では、開発製品事例集を作成配布して、製品及び愛知県産木材のPRを行います。

また、認証機構ホームページにおいて製品のPRを行います。

## 5 応募手続き

- (1) 製品開発・製品実物展示の応募をする事業者は、申請書（別紙様式1-1、1-2、1-3、1-4）を愛知県産材認証機構に2部提出してください。
- (2) 申請された製品について、製品価格、展示場所及び展示方法など事業効果等の妥当を認証機構において判断し、適当とみなした申請案件に対して採択兼交付決定の通知（別紙様式2）を行います。（先着順）
- (3) 採択兼交付決定された申請書の内容に変更があった場合には、変更申請書（別紙様式3）を2部提出してください。
- (4) 製品実物展示の設置完了後、当該事業者は実績報告書兼請求書（別紙様式4）を2部提出してください。
- (5) 前項の実績報告に対し、認証機構は完了確認の実施通知（別紙様式5）をして、完了確認を行います。
- (6) 完了確認の結果、適当と認められる申請案件について、事業者に交付額の確定通知（別紙様式6）を行い、交付金を支払います。

## 6 応募条件

令和3年3月10日（水）までに製品実物展示の設置が完了し、実績報告書兼請求書（別紙様式4）を提出できるものに限ります。

## 7 問合せ先及び書類の提出先

愛知県産材認証機構

〒460-0017 名古屋市中区松原 2-18-10

電話 052-331-9386

FAX 052-322-3376